１ページ目

第二次こおりやまユニバーサルデザイン推進指針　概要版

**ユニバーサルデザインとは、**

障がいの有無や年齢、言語、性別等の違いにかかわらず、はじめから、できるだけ多くの人が使いやすい製品や建築・都市環境、サービスなどの提供を目指す考え方です。

Ｕｎｉｖｅｒｓａｌ（すべての、万人の、普遍的な　と、Ｄｅｓｉｇｎ（計画、設計　を組み合わせた言葉で、頭文字をとってＵＤともいわれます。

**心とこころ　みんなで奏でる思いやり**

**郡山市**

１ページ目は以上です。

２ページ目

# ユニバーサルデザインの７つの原則。

ユニバーサルデザインによるまちづくりやものづくりなどをする時には、７つの原則があります。

原則１　公平性。　誰もが公平に利用できること。

原則２　自由度・柔軟性。　使ううえで自由度が高いこと。

原則３　単純性。　使い方が簡単ですぐ分かること。

原則４　分かりやすさ。　必要な情報がすぐに理解できること。

原則５　安全性。　ミスや危険につながらないこと。

原則６　負担の少なさ。　少ない力でも楽に使用できること。

　原則７　スペース等の確保。　アクセスしやすいスペース等を確保すること。

# 　指針の概要。

郡山市では、誰もが自分らしく、より快適な暮らしを送ることのできるユニバーサルデザイン社会を目指し、2009年(平成21年　に、こおりやまユニバーサルデザイン推進指針を策定し、各施策にユニバーサルデザインの考え方を反映させ、協働によるユニバーサルデザインのまちづくりを継続的に進めてきました。

今回、本市を取り巻く環境の変化などに対応するため、まちづくり基本指針の分野別個別計画として、2018年度から2025年度までの８年間を計画期間とする第二次こおりやまユニバーサルデザイン推進指針を策定しました。

ここでいう、ユニバーサルデザインの対象には、小さな子どもから高齢者まですべての年代のかた、男性・女性だけでなく性同一性障がい等も含めた様々なかた、多様な国籍や文化をもつかた、手話も含め様々な言語を話すかた、障がいのあるかた、難病のかた、妊産婦のかた、怪我をしているかた等、すべての人が含まれます。

２ページ目は以上です。

３ページ目。

# 　指針の基本的な考え方。

次の３つの視点のもと、みんなで一緒に、ユニバーサルデザインに取り組みます。

**視点１　気づき。**

**思いやりを行動へ。**周りの困っている人や生活の中での不便さに気づき、思いやりの心をもって行動し、形にしていきます。

**視点２　広げる**。

**地域・暮らしへ。**地域や暮らしなど、身近なところから、ユニバーサルデザインの考え方を広げていきます。

**視点３　つなぐ。**

**継続する取り組み。**ＵＤは終わりのない取り組みです。思いや、ノウハウをつなぐなど、継続した取り組みを行ないます。

# 　指針策定の背景。

　**しょうし化の進行と高齢化の進行**により、妊産婦や子ども連れにも配慮したまちや、高齢者が不便を感じずに日常生活が送れるような地域社会が必要となっています。

　**障がい者数の増加により、**障がいのあるかたもないかたも地域で暮らし、お互いの理解のもと、必要な支援や合理的な配慮がなされる環境が必要となっています。

　**グローバル化への対応が必要であるが、**すべての言語に対応することは困難であり、やさしい日本語などの、多言語化以外の配慮も必要となっています。

　**ＩＣＴの進展により、**ＩＣＴの利活用とともに、ＩＣＴを利用できないかたへの支援や、多様な媒体による情報発信などの配慮が必要となっています。

　**意識調査の結果から、**安全・安心に対する取り組み、分かりやすい情報発信など、ハード・ソフトとともに、思いやりの心を育てることが必要ということがわかりました。

以上を踏まえ、本指針が目指す、

# 　あるべき将来像（基本目標　を、

**誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまち。**

とします。

そして、障がいの有無や年齢、言語、性別等の違いにかかわらず、誰もが、住んでいてよかったなと思えるまち、を目指します

３ページ目は以上です。

４ページ目。

# 　指針の体系。

基本目標に向けての、三つの基本方針、より具体的な八つ基本施策からなります。

**基本方針１、ハート、ユニバーサルデザインを実践できるひとづくり。**

**基本方針２、ハード、安全・安心なユニバーサルデザインの施設整備。**

**基本方針３、ソフト、人にやさしいユニバーサルデザインの情報･サービス。**

**基本施策１、**思いやりの心があふれるひとづくり。

**基本施策２、**多様性を認め、いのちと人権を尊重するひとづくり。

**基本施策３、**誰もが利用しやすく安全・安心な交通・移動環境。

**基本施策４、**誰もが利用しやすく安全・安心な施設。

**基本施策５、**ＩＣＴ　情報通信技術を含めた多様な媒体を活用した、誰にでも分かりやすい情報伝達。

**基本施策６、**利用者の立場に立ったサービスとおもてなし。

**基本施策７、**市民協働によるユニバーサルデザインの推進。

**基本施策８、**災害時のユニバーサルデザインの推進。

# 　基本方針。

**市民総活躍の推進、セーフコミュニティ活動の推進、ＩＣＴ（情報通信技術の活用、**

**グローバル化への対応、**の四つの項目にポイントを置いて取り組みます。

**基本方針１、ハート、ユニバーサルデザインを実践できるひとづくり。**

ユニバーサルデザインの考え方を知ってもらうための広報や啓発を図るとともに、ユニバーサルデザインを実践できるひとづくりに取り組みます。

**基本方針２、ハード、安全・安心なユニバーサルデザインの施設整備。**

誰もが快適に自ら行きたい場所に行けるよう、交通・移動環境の充実を図るとともに、公共施設は、安全・安心、快適に利用しやすいよう整備します。

**基本方針３、ソフト、人にやさしいユニバーサルデザインの情報･サービス。**

ＩＣＴを活用した分かりやすい情報発信・情報収集を進めます。

行政サービスは、おもてなしに焦点を当てた取り組みを推進します。

４ページ目は以上です。

５ページ目

施策全体の成果を図る　全体指標と、基本施策ごとの成果を図る　基本指標を定めます。

全体の成果を評価する、全体指標には、

市民意識調査におけるユニバーサルデザインのまちづくりに関する満足度。

2016年の現況値、59.1点に対して、2025年の目標値を、70.0点とします

基本施策ごとの成果を図る指標として、基本指標を設定します。

主なものとしては、

ユニバーサルデザインの出前講座の参加人数。

2016年の現況値、411人に対して、2025年の目標値を、500人とします。

おもいやり駐車場利用制度協力施設の累計数

2016年の現況値、122施設に対して、2025年の目標値を、140施設とします。

**基本施策の主な取り組み**

基本施策１　　思いやりの心があふれるひとづくり。

誰もが高齢者や障がい者、妊産婦、外国出身者などの目線で見る力を養い、相手の立場に立った行動ができるよう、意識づくりを進めていきます。

主な取り組み内容。

* イベント、広報紙などによる普及啓発。
* 各種講座等による人材育成。
* 市職員の意識の醸成。

基本施策２　多様性を認め、いのちと人権を尊重するひとづくり。

人の多様性や相違を認め合い、誰もが共に生き、真の豊かさを感じることのできる社会の実現のため、人権尊重、多文化共生、障がい者理解などの推進に取り組む人材の育成を図ります。

主な取り組み内容。

* いのちと人権の大切さに対する意識の醸成。
* 人の多様性についての正しい理解の普及啓発。
* 障がい者マーク等に対する正しい理解の普及啓発。

５ページ目は以上です。

６ページ目

基本施策３　　誰もが利用しやすく安全・安心な交通・移動環境。

一人ひとりがその意思で、どこにでも自由に、円滑に移動できる環境のため、各施設間の移動のしやすさの確保や、サービスの連続性の確保に努め、ユニバーサルデザインに配慮した公共交通の充実を図ります。

主な取り組み内容。

* 歩道設置や段差解消など円滑な移動の確保。
* 利用しやすい公共交通機関。
* 交通安全・防犯対策への取り組み。

基本施策４　　誰もが利用しやすく安全・安心な施設。

施設を改修又は新たに整備するときは、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、できるだけ多くの人が利用しやすいように配慮し、様々な利用者の視点を大切にした整備を図ります。

主な取り組み内容。

* 車いす・オストメイト(人工肛門・人工ぼうこう)などに対応した多機能トイレの整備。
* 導線や連続性を考慮した案内板の整備。
* 公共施設の点検と改善。

基本施策５　ＩＣＴを含めた多様な媒体を活用した、誰にでも分かりやすい情報伝達。

誰もが分かりやすく、必要な情報を確実に得られるよう、情報を受ける側の手段や特性に配慮し、ＩＣＴ利活用のほか、多様な媒体による情報発信を行います。

主な取り組み内容。

* 見やすい文字や配色による情報発信。
* 多様な媒体、複数の知覚による情報伝達。
* ワイファイ利用環境の整備。

６ページ目は以上です。

７ページ目。

基本施策６　　利用者の立場に立ったサービスとおもてなし。

常に利用者の視点に立ち、年齢や性別、言語や身体的特性の違いなどにより、不便を感じさせないサービスの提供に、取り組むとともに、おもてなしの意識づくりを進めていきます。

主な取り組み内容。

* ＩＣＴを活用したサービスの提供。
* 多言語や、普通の日本語より簡単で分かりやすい、やさしい日本語の使用。
* ピクトグラム(絵図記号)や、音声コードの活用。

基本施策７　　市民協働によるユニバーサルデザインの推進。

ユニバーサルデザインを推進するため、行政だけでなく、市民やＮＰＯ法人、市民活動団体、事業者などが、それぞれの立場を尊重し、協働で取り組んでいきます。

主な取り組み内容。

* 市民参画の機会拡充。
* 協働による普及啓発。
* ユニバーサルデザイン製品の調達や利用。

基本施策８　　災害時のユニバーサルデザインの推進。

災害時において、誰もがその命と生活を守るため、ユニバーサルデザインの視点で、できるだけ多様な方法で誰もが災害に備えられるよう環境を整備します。

主な取り組み内容。

* 災害時の避難体制整備。
* 多様な媒体による災害情報提供。
* 様々な人に配慮した避難所の運営。

７ページ目は以上です。

８ページ目。

配慮が必要なかたへの取り組み。

高齢者。

特徴。疲れやすく、転びやすくなる。高い音が聞こえにくい。視界がかすむ、視野が狭い。指先の動きが鈍い。

配慮。個人差が大きいので、相手に合った対応を。相手のペースに合わせながら、敬意をもって温かい対応を心がけましょう。

視覚障がい者。

特徴。全盲のかた、弱視のかたがいる。見える範囲が狭いかたもいる。現在位置や方角が分からず、移動するのが大変。

配慮。はなしかけるときは、必ず名乗ってから。誘導するときは、肩や肘を掴んでもらい、半歩前を歩きましょう。

車いす利用者。

特徴。目線や手が届く範囲が低い。段差を乗り越えるのが大変。狭い通路は利用しづらい。

配慮。はなしかける際は、少し屈んで同じ目線で。段差やドアで困っている人がいたら、本人の意向を確認してから手伝いましょう。車いすでも利用しやすいスペース確保を。

色弱者。

特徴。日本人男性の５％、女性の0.2％が色弱者。あかやみどりのいろが、識別しにくい。

配慮。色弱者への配慮。色だけではなく、形や太さで違いを出す。色弱者の見え方が分かるメガネやスマホ用アプリを使って、色を確認する。

妊婦。

特徴。足元が見えにくく、バランスを崩しやすい。においに敏感になる。

配慮。身体へのいたわり、気配りを。無理な体勢をとらないよう配慮しましょう。

聴覚障がい者。

特徴。失聴のかた、難聴のかたがいる。相手の口の形を読み取っているかたもいる。

配慮。手話、筆談など、相手に合った、コミュニケーション方法を。

全員手話が分かるとは限らない。

外国出身者。

特徴。日本語の能力に個人差がある。日常生活の習慣や文化が異なる。

配慮。案内などには、日本語のほか、多言語表記や絵文字の併記を。

出来るだけ簡単な日本語や、ふりがなを使いましょう。

問合せ　郡山市　市民・ＮＰＯ活動推進課。電話 024-924-3471　ﾌｧｯｸｽ 024-931-5186

以上で、終了です。